

公 告

このたび安平町の一部を受益地域とする土地改良（向陽地区（農業用道路））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第85条第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年9月24日

申請人 勇払郡安平町追分向陽989番地
大塚 健介
勇払郡安平町追分緑が丘160番地
高橋 康二
勇払郡安平町追分柏が丘46番地5
有限会社武田農園
代表取締役 武田 信一

1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

(2) 縦覧期間

令和7年9月24日から令和7年10月14日まで

(3) 縦覧場所

安平町のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

k a i r y o u @ t o w n . a b i r a . l g . j p

(2) 意見書の提出期限

令和7年10月14日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

- イ 提出いただいた意見は、公表する場合がありますとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ウ 電話での意見はお受けできません。
- エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、安平町産業振興課までお問い合わせください。